

○経済産業省令第五十七号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和五年政令第二百七十六号）の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）及び電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月十四日

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

経済産業大臣 西村 康稔

改正後	改正前
目次 第一章〓第二章の二〔略〕 第三章 電気工作物 第一節〔略〕 第二節 事業用電気工作物 第一款〓第四款〔略〕 第五款 認定高度保安実施設置者（第九十五条の二―第九十五条の十） 第三節〔略〕 第三章の二〓第六章〔略〕 附則 （火力発電所の原動力） 第四十七条の十二 令第四十七条第三項の表第十三号（二）の経済産業省令で定めるものは、スターリングエンジン又はこれに準ずるものとする。 （蓄電用の電気工作物の範囲） 第四十七条の十三 令第四十七条第三項の表第十三号（六）の経済産業省令で定めるものは、蓄電所とする。 （方法書の届出） 第六十一条の三 法第四十六条の五の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の二の四の環境影響評価方法書届出書に方法書及びこれを要約した書類を添えて提出しなければならない。 （添付書類の省略） 第六十七条 法第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣（令第四十七条第三項の表第十七号の権限に係る事業用電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。第七十条において同じ。）がその認可の申請又は届出に係る事業用電気工作物の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指	目次 第一章〓第二章の二〔略〕 第三章 電気工作物 第一節〔略〕 第二節 事業用電気工作物 第一款〓第四款〔略〕 〔新設〕 第三節〔略〕 第三章の二〓第六章〔略〕 附則 （火力発電所の原動力） 第四十七条の十二 令第四十六条第三項の表第十三号（二）の経済産業省令で定めるものは、スターリングエンジン又はこれに準ずるものとする。 （蓄電用の電気工作物の範囲） 第四十七条の十三 令第四十六条第三項の表第十三号（六）の経済産業省令で定めるものは、蓄電所とする。 （方法書の届出） 第六十一条の三 法第四十六条の五の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の二の四の環境影響評価方法書届出書に方法書を添えて提出しなければならない。 （添付書類の省略） 第六十七条 法第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣（令第四十六条第三項の表第十七号の権限に係る事業用電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。第七十条において同じ。）がその認可の申請又は届出に係る事業用電気工作物の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指

示をしたものについては、第六十三条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

2 〔略〕

第七十三条の六の二 法第五十一条第三項の事業用電気工作物（原子力を原動力とする発電用のものを除く。）であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げる設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第四十七条第三項の表第十八号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

一 一 九 〔略〕

第九十四条の二 定期自主検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一 蒸気タービン本体及びその附属設備についての定期自主検査にあつては、運転が開始された日又は定期自主検査若しくは認定高度保安実施設置者が行う法第五十五条第一項の自主検査（法第五十五条の十三第一項の規定により定期に行うことを要しないこととされるものに限る。）

（以下「定期自主検査等」という。）が終了した日以降四年を超えない時期

二 ガスタービン（出力一万キロワット未満の発電設備に係るものに限る。）について

の定期自主検査にあつては、運転が開始された日又は定期自主検査等が終了した日以降三年を超えない時期

三 ボイラー及びその附属設備、独立過熱器及びその附属設備、蒸気貯蔵器及びその附属設備、ガスタービン（出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）

液化ガス設備、ガス化炉設備又は脱酸素設備についての定期自主検査にあつては、運転が開始された日又は定期自主検査等が終了した日以降二年を超えない時期

示をしたものについては、第六十三条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

2 〔略〕

第七十三条の六の二 法第五十一条第三項の事業用電気工作物（原子力を原動力とする発電用のものを除く。）であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げる設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第四十六条第三項の表第十八号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

一 一 九 〔略〕

第九十四条の二 定期自主検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一 蒸気タービン本体及びその附属設備についての定期自主検査にあつては、運転が開始された日又は定期自主検査が終了した日以降四年を超えない時期

二 ガスタービン（出力一万キロワット未満の発電設備に係るものに限る。）について

の定期自主検査にあつては、運転が開始された日又は定期自主検査が終了した日以降三年を超えない時期

三 ボイラー及びその附属設備、独立過熱器及びその附属設備、蒸気貯蔵器及びその附属設備、ガスタービン（出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）

液化ガス設備、ガス化炉設備又は脱酸素設備についての定期自主検査にあつては、運転が開始された日又は定期自主検査が終了した日以降二年を超えない時期

四 燃料電池用改質器についての定期自主検査にあつては、運転が開始された日又は定期自主検査等が終了した日以降一年一月を超えない時期

五 風力機関及びその附属設備、発電機、変圧器並びに電力用コンデンサーについての定期自主検査にあつては、運転が開始された日又は定期自主検査等が終了した日以降三年を超えない時期

次に掲げる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、経済産業大臣又は特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下この条において単に「産業保安監督部長」という。）が定める時期に定期自主検査を行うものとする。

一 第九十四条の五第一項第一号に規定する組織であると評定されたとき。

二 〔略〕

法第五十五条の三の認定（第九十四条の四第三項、第五款及び別表第八において単に「認定」という。）が法第五十五条の九の規定による取消しその他の事由によりその効力を失つた場合であつて、検査を行う体制の確保が困難であることその他の事情により前項に規定する時期に定期自主検査を行うことが著しく困難であると認めて、産業保安監督部長が定期自主検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

四 災害その他やむを得ない事由により前項に規定する時期又は前三号の規定により経済産業大臣又は産業保安監督部長が定める時期に定期自主検査を行うことが著しく困難であると認めて、産業保安監督部長が定期自主検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

四 燃料電池用改質器についての定期自主検査にあつては、運転が開始された日又は定期自主検査が終了した日以降十三年を超えない時期

五 風力機関及びその附属設備、発電機、変圧器並びに電力用コンデンサーについての定期自主検査にあつては、運転が開始された日又は定期自主検査が終了した日以降三年を超えない時期

次に掲げる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、経済産業大臣又は特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下この条において単に「産業保安監督部長」という。）が定める時期に定期自主検査を行うものとする。

一 第九十四条の五第一項第一号又は第二号に規定する組織であると評定されたとき。

二 〔新設〕

法第五十五条の三の認定（第九十四条の四第三項、第五款及び別表第八において単に「認定」という。）が法第五十五条の九の規定による取消しその他の事由によりその効力を失つた場合であつて、検査を行う体制の確保が困難であることその他の事情により前項に規定する時期に定期自主検査を行うことが著しく困難であると認めて、産業保安監督部長が定期自主検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

三 災害その他やむを得ない事由により前項に規定する時期又は前二号の規定により経済産業大臣又は産業保安監督部長が定める時期に定期自主検査を行うことが著しく困難であると認めて、産業保安監督部長が定期自主検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

3 前項第二号から第四号までの承認を受けようとする者は、様式第六十一の二の定期自主検査時期変更承認申請書に使用の状況を記載した書類を添えて、産業保安監督部長に提出しなければならない。ただし、前項第三号又は第四号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

第九十四条の三 定期自主検査等は、次に掲げる方法で行うものとする。

一・二 〔略〕

第九十四条の四 定期自主検査等の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・十一 〔略〕

2 定期自主検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については法第五十五条第六項において準用する法第五十一条第七項の通知（以下この項及び次条において単に「通知」という。）を受けるまでの期間又は五年のいずれか長い期間、前項第七号から第十一号までに掲げる事項については当該定期自主検査を行った後最初の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

3 認定高度保安実施設置者が行う法第五十五条第一項の自主検査の結果の記録は、第一項第一号から第六号までに掲げる事項については当該自主検査を行った日からその認定が法第五十五条の九の規定による取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間又は当該自主検査を行った日から起算して五年を経過する日までの期間のいずれか長い期間、第一項第七号から第十一号までに掲げる事項については当該自主検査を行った日からその認定が法第五十五条の九の規定による取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間保存するものとする。

3 前項第二号又は第三号の承認を受けようとする者は、様式第六十一の二の定期自主検査時期変更承認申請書に使用の状況を記載した書類を添えて、産業保安監督部長に提出しなければならない。ただし、前項第三号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

第九十四条の三 定期自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

一・二 〔略〕

第九十四条の四 定期自主検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・十一 〔略〕

2 定期自主検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については法第五十五条第六項において準用する法第五十一条第七項の通知（以下この条及び次条において単に「通知」という。）を受けるまでの期間又は五年のいずれか長い期間、前項第七号から第十一号までに掲げる事項については当該定期自主検査を行った後最初の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

〔新設〕

第九十四条の五 第九十四条第一号に掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に法第五十五条第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。

〔削る〕

一 〔略〕

〔削る〕

二 前号に規定する組織であつて、定期自主検査の実施につき十分な体制を維持すること又は保守管理に関する十分な取組を実施することが困難となつた組織については、当該体制を維持すること又は当該取組を実施することが困難となつた時期

三 第一号に規定する組織であつて、前回の定期安全管理審査に係る定期自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して四年を超えない日との間に定期自主検査の時期が到来しなかつたものについては、定期自主検査を行う時期

第九十四条の五 第九十四条第一号に掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に法第五十五条第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。

一 前回の通知において定期自主検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織であつて、前回の定期安全管理審査に係る定期自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して六年を超えない日との間に定期自主検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から六年三月を超えない時期

〔略〕

二 前回の通知において定期自主検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織であつて、前回の定期安全管理審査に係る定期自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に定期自主検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期

三 前回の通知において定期自主検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織であつて、前回の定期安全管理審査に係る定期自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に定期自主検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期

四 前各号に規定する組織であつて、定期自主検査の実施につき十分な体制を維持することが困難となつた組織については、当該体制を維持することが困難となつた時期

五 第一号に規定する組織であつて、前回の定期安全管理審査に係る定期自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して六年を超えない日との間に定期自主検査の時期が到来しなかつたものの、第二号に規定する組織であつて、前

2
〔略〕

四 前三号に規定する組織以外の組織については、定期自主検査を行う時期

2 第九十四条第二号に掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に定期安全管理審査を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。

一 〔略〕

二 前号に規定する組織以外の組織については、前回の通知を受けた日（通知を受けていないものにあつては、法第五十一条第七項の通知を受けた日）から三年三月を超えない時期

三 〔略〕

第九十四条の五の二 法第五十五条第四項の特定電気工作物（原子力を原動力とする発電用のものを除く。）であつて経済産業省令で定めるものは、火力発電設備、燃料電池発電設備及び風力発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第四十七条第三項の表第二十二号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2
〔略〕

六 前各号に規定する組織以外の組織については、定期自主検査を行う時期

2 第九十四条第二号に掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に定期安全管理審査を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。

一 〔略〕

二 前号に規定する組織以外の組織については、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期

三 〔略〕

第九十四条の五の二 法第五十五条第四項の特定電気工作物（原子力を原動力とする発電用のものを除く。）であつて経済産業省令で定めるものは、火力発電設備、燃料電池発電設備及び風力発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第四十六条第三項の表第二十二号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

第五款 認定高度保安実施設置者（認定高度保安実施設置者が設置する事業用電気工作物）

第九十五条の二 法第五十五条の三の経済産業省令で定める事業用電気工作物は、次のとおりとする。

一 水力発電所に係るもの

二 火力発電所に係るもの

三 燃料電池発電所に係るもの

四 太陽電池発電所に係るもの

五 風力発電所に係るもの

六 蓄電所に係るもの

七 変電所に係るもの

八 送電線路に係るもの

九 配電線路に係るもの

十 需要設備に係るもの

（認定の申請）

第九十五条の三 認定を受けようとする者（第二号及び次条第三項において「申請者」という。）は、様式第六十二の五の認定高度保安実施設置者認定申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 認定の申請に係る組織の体制並びにその使用する事業用電気工作物の設置の場所及び種類を記載した書類

二 申請者が次条第一項及び第二項に規定する基準に適合することを説明した書類（認定の基準等）

第九十五条の四 法第五十五条の四第一号の経済産業省令で定める基準は、別表第八に定めるところによるものとする。

2 法第五十五条の四第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。

二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

三 第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3 経済産業大臣は、前条の申請の内容が前二項に規定する基準に適合していると認めるときは、申請者に様式第六十二の六の認定高度保安実施設置者認定証を交付するものとする。

〔認定の更新〕

第九十五条の五 前二条の規定は、法第五十五条の六第一項の認定の更新に準用する。

〔変更の届出〕

第九十五条の六 法第五十五条の七の規定による届出をしようとする認定高度保安実施設置者は、様式第六十二の七の認定高度保安実施設置者変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

〔認定の取消し等に伴う定期自主検査〕

第九十五条の七 認定高度保安実施設置者に係る認定が法第五十五条の九の規定による取消しその他の事由によりその効力を失ったときは、当該認定高度保安実施設置者であつた者は、当該認定に係る特定電気工作物（次の各号に掲げる電気工作物ごとに、当該電気工作物についての前回の定期自主検査等が終了した日（定期自主検査等を行っていないものにあつては、その運転が開始された日）から起算して当該各号に定める期間を経過したものに限り）について、第九十四条の二第一項の規定にかかわらず、遅滞なく、定期自主検査を行わなければならない。

一 蒸気タービン本体及びその附属設備

四年間

二 ガスタービン（出力一万キロワット未満の発電設備に係るものに限る。）

三年間

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

三 ポイラー及びその附属設備、独立過熱器及びその附属設備、蒸気貯蔵器及びその附属設備、ガスタービン（出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）、液化ガス設備、ガス化炉設備又は脱酸素設備

二年間

四 燃料電池用改質器

一年一月間

五 風力機関及びその附属設備、発電機、変圧器並びに電力用コンデンサー

三年間

〔保安規程の保存の方法〕

第九十五条の八 認定高度保安実施設置者は、法第五十五条の十前段の場合においてはその認定を受けた日から当該認定が法第五十五条の九の規定による取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間、その定めた保安規程（保安規程を変更したときは、その変更後のもの。第九十五条の十第一項第一号において同じ。）を保存するものとする。

2 認定高度保安実施設置者は、法第五十五条の十前段の場合（保安規程を変更した場合に限る。）においては、その日付、内容及び理由を記録し、これを保安規程とともに保存しなければならない。

（主任技術者の選任等に係る記録の保存の方法）

第九十五条の九 認定高度保安実施設置者は、法第五十五条の十一前段の場合においては、次に掲げる事項（主任技術者を解任した場合にあつては、第一号から第四号までに掲げる事項）を記載した主任技術者の選任又はその解任に係る記録（次項及び次条第一項第三号において「主任技術者の選任等に係る記録」という。）を作成するものとする。

一 主任技術者を選任し、又は解任した事業場又は設備の名称及び所在地

二 主任技術者を選任し、又は解任した年月日

三 主任技術者の氏名、生年月日及び住所

四 主任技術者免状の種類及び番号

〔新設〕

〔新設〕

2	主任技術者が主任技術者の職務以外の職務を行つてゐるときは、その職務の内容
	六 主任技術者の監督に係る電気工作物の概要
2	認定高度保安実施設置者は、その認定を受けた日から当該認定が法第五十五条の九の規定による取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間、主任技術者の選任等に係る記録を保存するものとする。 (電磁的方法による保存)
第九十五条の十 次の各号に掲げる規程又は記録が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて当該各号に定める保存に代えることができる。	
一	保安規程 法第五十五条の十に規定する保存
二	第九十五条の八第二項に規定する記録 第九十五条の八第二項に規定する保存
三	主任技術者の選任等に係る記録 法第五十五条の十一に規定する保存
2	前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。 (調査の要請)
第百三十二条の二十四 法第五十五条の二の経済産業省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	
一	認定高度保安実施設置者
二	一般送配電事業者
三	発電事業者（第四十八条の二第一号に掲げる要件に該当する発電等用電気工作物とその営む発電事業の用に供する者に限る。）
2	前項に掲げる者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

別表第八（第九十五条の四関係）	
項目	認定の基準
一 本社の関与及び法令遵守の確保	1 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針、法令遵守のための指針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が認定に係る組織の全ての従業員に理解され、実施され、かつ、維持されていること。
二 保安に係るリスク管理の体制	2 法人の代表者が、前号の諸施策に照らして、保安の確保に関する予算及び人材等の資源の配分について定期的に検証を行い、必要に応じてその配分の見直しを行つてゐること。
	3 認定に係る組織における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。
	1 本社に保安管理を担当する部門（この表において「保安管理部門」という。）が設置されており、設備管理計画等に当該

〔新設〕

部門の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。	
2	本社又は本社の委任を受けた者が、保安管理部門及び事業所に対し、保安管理の実施状況について定期的に監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。
3	保安管理部門及び事業所が、経済産業大臣が定める基準に従って、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行うこと。
三	サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティ）の確保

備考 表中の「」は注記である。

様式第四十六を次のように改める。
様式第46（第55条関係）

主任技術者選任又は解任届出書

殿

年 月 日

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり主任技術者の選任又は解任をしたので、電気事業法第43条第3項の規定により届け出ます。

主任技術者を選任又は解任した事業場又は設備の名称及び所在地	
氏 名 及 び 生 年 月 日	
住 所	
主任技術者免状の種類及び番号	
主任技術者が主任技術者の職務以外の職務を行っているときは、その職務の内容	
主任技術者の監督に係る電気工作物の概要	
選 任 年 月 日	
氏 名 及 び 生 年 月 日	
住 所	
主任技術者免状の種類及び番号	
解 任 年 月 日	

備考

- 1 法附則第7項又は第8項の規定により法第44条第1項の主任技術者免状の交付を受けている者とみなされた者に係る場合は、その旨を主任技術者免状の種類及び番号の欄に記載すること。
- 2 届出の内容が選任又は解任に限られるときは、それぞれ解任した主任技術者又は選任した主任技術者の欄を斜線により削除すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第六十一の二を次のように改める。
様式第61の2（第94条の2関係）

定期自主検査時期変更承認申請書

殿

年 月 日

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法施行規則第94条の2第3項の規定により次のとおり定期自主検査の時期変更の承認を受けたいので申請します。

電気工作物を設置する発電所の名称	
電気工作物の種類及び施設番号	
直近の定期自主検査等終了年月日	
定期自主検査開始希望年月日	
定期自主検査を行う時期を変更しなければならない理由	

- 備考
- 1 電気工作物の種類及び施設番号の欄には、当該電気工作物の出力、蒸気量等を付記すること。
 - 2 直近の定期自主検査等終了年月日の欄には、当該電気工作物に係る直近の定期自主検査等の試験最終日等を付記すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第六十二の四の次に次の三様式を加える。
様式第62の5（第95条の3関係）

認定高度保安実施設置者認定申請書

殿

年 月 日

住所
名称及び代表者、認定に係る組織の長の氏名

電気事業法第55条の3の規定により次のとおり同条の認定を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称		
申請の種類		
遵守事項 (注)	法人の代表者は、申請者を第95条の4に規定する基準に適合させる責任を有すること。 認定に係る組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となること。	☐ ☐

(注)右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

- 備考
- 1 申請の種類欄には、当該認定が新規又は更新のいずれであるかを記載すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第62の 6 (第95条の 4 関係)

認定高度保安実施設置者認定証

殿

年 月 日

経済産業大臣 名

電気事業法第55条の 3 の規定により次のとおり認定します。

組	織	の	名	称	
認	定	年	月	日	
認	定	の	有	効	期 限

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第62の 7 (第95条の 6 関係)

認定高度保安実施設置者変更届出書

殿

年 月 日

住 所

名称及び代表者、認定に係る組織の長の氏名

次のとおり認定に係る事項（保安の確保のための組織又は保安の確保の方法）を変更したので、電気事業法第55条の 7 の規定により届け出ます。

変	更	の	内	容	
変	更	年	月	日	

- 備考
- 1 変更を必要とする理由を記載した書類を添付すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(電気関係報告規則の一部改正)

第二条 電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第九号中「設置する者」の下に「認定高度保安実施設置者を除く。」を加える。

第四条の表第十六号中「第六条第二項第二号」を「第六条第二項第二号又は第三号」に、「第二十七号の七第二項第二号」を「第二十七号の七第二項第二号又は第三号」に、「第二十七号の十二の五第二項第二号又は第三号」に改める。

（電気事業法関係手数料規則の一部改正）

第三条 電気事業法関係手数料規則（平成七年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四条 （定期安全管理審査に係る手数料の額） 法第五十五条第四項の審査（法第六百六条第一項に規定する原子力発電工作物の工事に係るものを除く。）を受けようとする者が法第六百六条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第四のとおりとする。ただし、前回の法第五十五条第六項において準用する法第五十一条第七項の通知において、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）	第四条 （定期安全管理審査に係る手数料の額） 法第五十五条第四項の審査（法第六百六条第一項に規定する原子力発電工作物の工事に係るものを除く。）を受けようとする者が法第六百六条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第四のとおりとする。ただし、前回の法第五十五条第六項において準用する法第五十一条第七項の通知において、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）

第九十四条の五第一項第一号又は第二項第一号に規定する組織であると評定された組織については、当該組織が行った定期自主検査に係る審査に必要な手数料の総額の半額とする。	第九十四条の五第一項第一号から第三号まで又は第二項第一号に規定する組織であると評定された組織については、当該組織が行った定期自主検査に係る審査に必要な手数料の総額の半額とする。
---	--

備考 表中の「」は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に電気事業法（以下「法」という。）第五十五条第六項において準用する法第五十一条第七項の通知（以下単に「通知」という。）を受けた者に対する第一条の規定による改正前の電気事業法施行規則（次項において「旧規則」という。）第九十四条の五の規定の適用については、当該者が施行日以後最初に通知を受けた日又は法第五十五条の三の認定を受けた日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現に旧規則第九十四条の六第一項又は第二項の規定により定期安全管理審査申請書を提出している者であつて、当該定期安全管理審査申請書に係る通知を受けていないものに対する旧規則第九十四条の五の規定の適用については、当該者が当該通知を受けた日以後最初に通知を受けた日又は法第五十五条の三の認定を受けた日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。